

議案第 15 号

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の  
制定について

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

羽曳野市立埴生小学校の移転に伴い、位置の変更が生じるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年羽曳野市条例第273号)の一部を次のように改正する。

第1条中 「

同 伊賀5丁目6番37号

」を

「

同 伊賀5丁目8番1号

」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例 新旧対照表

新	旧																
<p>第 1 条 羽曳野市立小学校を次のとおり設置する。</p>	<p>第 1 条 羽曳野市立小学校を次のとおり設置する。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 309 435 353">名 称</th> <th data-bbox="435 309 778 353">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 353 435 398">省略</td> <td data-bbox="435 353 778 398">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 398 435 443">同 埴生小学校</td> <td data-bbox="435 398 778 443">同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 443 435 495">省略</td> <td data-bbox="435 443 778 495">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略	省略	同 埴生小学校	同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 309 1062 353">名 称</th> <th data-bbox="1062 309 1417 353">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 353 1062 398">省略</td> <td data-bbox="1062 353 1417 398">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 398 1062 443">同 埴生小学校</td> <td data-bbox="1062 398 1417 443">同 伊賀 5 丁目 6 番 37 号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 443 1062 495">省略</td> <td data-bbox="1062 443 1417 495">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略	省略	同 埴生小学校	同 伊賀 5 丁目 6 番 37 号	省略	省略
名 称	位 置																
省略	省略																
同 埴生小学校	同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号																
省略	省略																
名 称	位 置																
省略	省略																
同 埴生小学校	同 伊賀 5 丁目 6 番 37 号																
省略	省略																
<p>以下省略</p>	<p>以下省略</p>																